

所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議の開催について

平成30年1月19日
閣議口頭了解

- 1 所有者不明土地等に係る諸課題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な対策を推進するため、所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成員は、総務大臣、法務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、復興大臣及び内閣官房長官とする。
会議には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- 3 会議は、内閣官房長官が主宰する。
- 4 会議の庶務は、法務省、国土交通省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。